

行政改革に関する施策

項目	具体的内容
1 合併予定市町村等にあってはその予定とこれに伴う行革内容	
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	計画的な業務の見直し等による簡素で効率的な組織編成に努めながら、集中改革プランに沿った職員数の削減に取り組んでいる。 (課題 対応)
給与のあり方	
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	17年度に示された人事院及び県人事委員会の勧告に基づく給与構造改革を踏まえ、新給与制度を導入するとともに昇給短縮や特別昇給の見直し、給別職務分類表の見直し等に取り組んだ。 (課題 対応)
技能労務職員の給与のあり方	平成19年度中に取り組み方針の策定を行い公表できるよう検討する。 (課題 対応)
退職時特昇等退職手当のあり方	定年退職に伴う予定昇級及び退職時特昇は廃止済み。 勧奨退職にかかるものについては、経過措置等を設けながら廃止の方向で検討していく。 (課題 対応)
福利厚生事業のあり方	町職員互助会における事業全般について必要性・妥当性・効果などの観点から精査を行い、事業、給付水準、補助金のあり方について検討を行う。
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
物件費の削減	平成19年度より枠配分方式を採用しており平成18年度予算対比 5%で配分しており、来年以降も同様の率で配分していく予定である。 (課題 対応)
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	公共施設への指定管理者制度の導入にあって、現在健康福祉交流館やすぎのこクラブなどについて担当課を中心に現状、問題点など制度導入に向けての検討を進めている状況である。

行政改革に関する施策（つづき）

項目	具体的内容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	地方税の徴収率の向上を図るため、臨時個別徴収強化期間を年3回（H18-2回）実施する。また、悪質な滞納者には差押などの滞納処分を実施する。 売却可能資産の処分等による歳入の確保としては、関係課職員によるプロジェクトチームを立ち上げ遊休地の売払いを実効性あるものにする。（課題 、 対応）
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
行政改革や財政状況に関する情報公開	
給与及び定員管理の状況の公表	町の広報誌及びホームページにて公表を行っているが、公表様式や公表項目等公表内容の充実を図り住民に情報提供できるよう取り組む予定である。
財政情報の開示	町の広報誌及びホームページにて公表を行っているが、今後は決算統計を基に作成された市町村財政比較分析表なども活用し類似団体との比較もしながら公表内容の充実を図り住民に情報提供できるよう取り組む予定である。
公会計の整備	平成22年度策定に向けて作成方法等について検討している段階である。
行政評価の導入	事務事業評価については予算編成時において事業の継続、廃止等検討して行っているが、「計画（P） 実践（D） 評価（C） 見直し（A）」の管理サイクルによる事務事業評価制度を定着させ、予算編成に反映させる予定である。 (課題 対応)
7 その他	公債費負担適正化計画に基づき地方債の抑制、地方債残高の減少を図り、実質公債費比率を平成24年度までに18%未満にするよう取り組む。（課題 対応）

注1 上記区分に応じ、「財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。